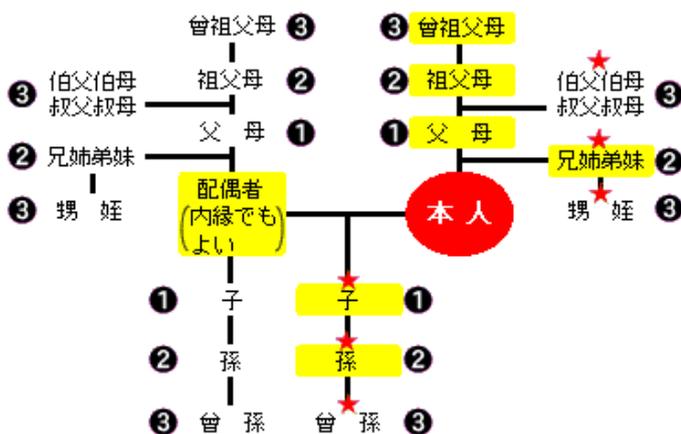


被扶養者について

被扶養者の要件

被扶養者になるには、以下の条件をすべてを満たす必要があります。

①被扶養者になれる範囲



●数字は親等数を表しています。

★の人は、その配偶者も被扶養者になれます。

■以外の人は、本人と同居していなければなりません。

- ②主として被保険者の収入によって生活
- ③年収が130万円(60歳以上または障害者は180万円)未満
- ④同居の場合、被保険者の年収の2分の1未満
- ⑤別居の場合、被保険者からの仕送り額より少ない
- ⑥日本国内に住所を有する、または生活の基礎がある
- ⑦75歳未満(後期高齢者医療制度の適用対象外)

※被保険者の収入は在職中のものではなく、退職後の収入(失業給付金や退職後以降受給分の年金等)を意味しています。

※配偶者以外を被扶養者とする場合で、配偶者が被扶養者でないときは、配偶者の年間収入をご確認ください。
原則、収入の高い方の被扶養者に入ることとなります。

添付書類について

扶養認定を受ける方が無収入

被保険者、被扶養者共に添付書類は不要です。

扶養認定を受ける方に収入(年金収入・パート収入・営業収入など)がある

被保険者は退職後の全ての収入について、被扶養者は現在の全ての収入について、別紙「添付書類一覧表」の書類をご提出ください。
在職時より引き続き被扶養者となられる場合でも添付書類が必要です。

※申立のみによる扶養認定はできません。